

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第162期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 島根銀行

【英訳名】 THE SHIMANE BANK , LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田頭基典

【本店の所在の場所】 島根県松江市東本町二丁目35番地

【電話番号】 (0852) 24 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 野田哲也

【最寄りの連絡場所】 島根県松江市東本町二丁目35番地

【電話番号】 (0852) 24 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 野田哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社島根銀行 鳥取支店
(鳥取県鳥取市戎町501番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	5,581	5,126	4,907	10,451	10,190
連結経常利益	百万円	722	280	224	1,169	1,024
連結中間純利益	百万円	406	168	146		
連結当期純利益	百万円				662	650
連結中間包括利益	百万円		322	339		
連結包括利益	百万円					393
連結純資産額	百万円	12,598	13,204	13,123	12,999	13,629
連結総資産額	百万円	343,733	340,610	346,187	335,003	350,536
1株当たり純資産額	円	271.00	2,841.14	2,357.66	279.66	2,448.50
1株当たり中間純利益金額	円	8.75	36.22	26.26		
1株当たり当期純利益金額	円				14.26	139.04
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	3.66	3.87	3.78	3.87	3.88
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.18	9.52	9.95	9.40	9.82
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,991	7,710	1,239	1,307	9,830
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,977	7,959	701	1,086	8,633
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	120	120	171	241	230
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	3,730	4,035	3,719	4,404	5,831
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	415 [35]	413 [35]	421 [36]	401 [36]	403 [34]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないので記載していません。

- 3 当行は、平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。このため、平成22年度中間連結会計期間の1株当たり中間純利益金額及び平成22年度の1株当たり当期純利益金額につきましては、当該併合が平成22年度の開始日に行われたと仮定した場合の1株当たり中間純利益金額及び1株当たり当期純利益金額を記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第160期中	第161期中	第162期中	第160期	第161期
決算年月		平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成22年 3月	平成23年 3月
経常収益	百万円	4,424	3,882	3,809	8,100	7,780
経常利益	百万円	660	249	199	1,068	957
中間純利益	百万円	369	148	130		
当期純利益	百万円				602	609
資本金	百万円	6,400	6,400	6,636	6,400	6,636
発行済株式総数	千株	46,560	4,656	5,576	46,560	5,576
純資産額	百万円	11,987	12,550	12,430	12,364	12,953
総資産額	百万円	339,408	336,434	342,457	330,714	346,592
預金残高	百万円	319,922	316,537	321,324	311,094	325,483
貸出金残高	百万円	226,290	228,139	230,207	231,522	235,196
有価証券残高	百万円	78,247	87,271	87,589	79,057	87,546
1株当たり中間純利益金額	円	7.96	32.01	23.40		
1株当たり当期純利益金額	円				12.97	130.23
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	2.50	25	25	5.00	55
自己資本比率	%	3.53	3.73	3.62	3.73	3.73
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.97	9.28	9.69	9.18	9.58
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	403 [32]	405 [35]	412 [36]	389 [33]	394 [34]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 第161期(平成23年3月)の1株当たり配当額のうち5円は上場記念配当であります。
3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないので記載しておりません。
4 当行は、平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。
また、第161期中(平成22年9月)の1株当たり中間純利益金額及び第161期(平成23年3月)の1株当たり当期純利益金額につきましては、当該併合が第161期事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の1株当たり中間純利益金額及び1株当たり当期純利益金額を記載しております。
5 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
7 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び当行の関係会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国の経済情勢は、序盤は平成23年3月の東日本大震災の影響が様々な分野で見られたものの、中盤には供給面の制約が和らぎ、ほぼ解消する中で、生産活動に増加の動きが見られ、これに伴い輸出は概ね震災前の水準まで回復いたしました。また、企業の業況感についても、震災の影響を最も受けた自動車製造業等を中心に極めて大きな改善を見せるなど、全般的に改善となりました。こうした状況に伴い、家計部門においても、自粛ムードの後退等により、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、景気は全体として持ち直してまいりました。

一方、金融面においては、終盤、米国の景気減速や欧州の債務危機への懸念等を背景とした急激な円高進行、株式相場の大幅下落に見舞われ、わが国では財務省による為替介入や日銀によるETFやREIT等のリスク資産買入枠増額等の対応がとられましたが、その後もマーケットは、一進一退の状況が続いております。

こうした中、当地山陰においては、企業の業況判断の悪化など、依然として厳しい状況にありましたが、震災の影響で減少した国内向け自動車関連や観光土産品等の生産に持ち直しの動きが見られ、個人消費にも、終盤にかけて幾分動きは鈍ってきたものの、改善の動きが見られるなど、景気は総じて持ち直してまいりました。企業の業況については、総じて好転していない実態が窺えますが、セーフティネット保証制度の利用等により資金調達は維持されている状況にあります。

今後、世界経済は、欧米諸国の財政問題等から先進国の景気は減速するものの、成長が続く中国などの新興国が牽引する形で回復基調が続き、わが国の経済も震災で一時的に悪化した企業業績は既に回復局面にあり、加えて第三次補正予算等の措置により実施される震災復興需要に支えられ回復軌道を迎えるものと見込まれております。しかしながら、欧米諸国の財政問題に絡んだ更なる景気後退懸念と金融機関の信用不安、また、国内においては、電力供給の制約、原子力災害の影響等、依然として、景気の下振れリスクは存在し、先行きが読みきれない不透明な厳しい状況が続くものと思われまます。

こうした金融経済環境の下、当行は平成23年4月よりスタートした中期経営計画「躍進の2年」〔Making Great Strides In Two Years〕(平成23年4月～平成25年3月)に基づき、フェイス・トゥ・フェイスの精神の下、地道にそしてきめ細やか且つ、スピーディーにお客さま対応を行い、信頼の絆をさらに深めることで、山陰地域における当行の存在感を高め、全国的にも広くアピールできるよう、掲げた施策の着実な実践に努めてまいりました。

また、同計画に基づき策定した「地域密着型金融の推進に向けた取組み(平成23年度～平成24年度)」に沿って、地域金融の更なる円滑化等に向けて、「中小企業金融円滑化法」の趣旨も踏まえ、コンサルティング機能を一層強化し、事業再生支援、経営改善支援等に一段と注力してまいりました。

当第2四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、経常収益は、有価証券関係収益が増加しましたが、市場金利の低下や当地域経済の低迷等による資金需要の減少から貸出金利息が減少したことなどから、全体では前年同期比219百万円減収の4,907百万円となりました。

一方、経常費用は、有価証券関係費用、営業経費が増加しましたが、与信関連費用や預金利回りの低下を主因として預金利息が減少したことなどから、全体では前年同期比163百万円減少し4,682百万円となりました。

経常収益、経常費用ともに減少いたしました。経常収益の減少が経常費用の減少を上回ったことから、経常利益は前年同期比56百万円減少の224百万円、中間純利益は前年同期比22百万円減少の146百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は、前年同期比73百万円減少の3,809百万円、セグメント利益は50百万円減少の199百万円となりました。また、「リース業」の経常収益は145百万円減少の1,143百万円、セグメント利益は6百万円減少の20百万円となり、「その他」の経常収益、セグメント利益は、持分法による投資利益が2百万円となりました。

当第2四半期における連結財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比4,349百万円減少し、

346,187百万円となり、純資産は前連結会計年度末比506百万円減少し、13,123百万円となりました。

主要勘定の残高につきましては、預金は、定期性預金が個人預金、法人預金ともに増加しましたが、法人預金や公金預金の要払性預金が減少したことから、預金全体では前連結会計年度末に比べ41億円減少し、3,210億円となりました。

貸出金は、法人向け融資が資金需要の低迷などにより減少したことや、地公体向け貸出が減少したことなどから貸出金全体では、前連結会計年度末に比べ48億円減少し、2,292億円となりました。

有価証券は、国債を中心として安定的な運用に努めた結果、前連結会計年度末に比べ45百万円増加し、871億円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。その結果、連結自己資本比率（国内基準）は、9.95%となりました。

国内・国際業務部門別収支

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、海外拠点等を有していないため、国内・海外別収支等にかえて、国内取引を「国内業務部門」・「国際業務部門」に区分して記載しております。

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門2,770百万円、国際業務部門3百万円、合計（相殺消去後、以下、同じ。）で2,779百万円となりました。また、役務取引等収支は、国内業務部門63百万円、国際業務部門0百万円、合計で63百万円となりました。その他業務収支は、国内業務部門211百万円、国際業務部門0百万円、合計で212百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	2,869	5	4	2,880
	当第2四半期連結累計期間	2,770	3	6	2,779
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	3,282	10	20	3,271
	当第2四半期連結累計期間	3,106	6	13	3,099
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	412	4	25	391
	当第2四半期連結累計期間	336	3	20	319
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	37	0	0	37
	当第2四半期連結累計期間	63	0	0	63
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	298	0	0	298
	当第2四半期連結累計期間	309	0	0	309
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	260	0		260
	当第2四半期連結累計期間	246	0		246
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	105	0	0	105
	当第2四半期連結累計期間	211	0		212
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	151	0	0	152
	当第2四半期連結累計期間	287	0		287
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	46			46
	当第2四半期連結累計期間	75			75

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の利息及び連結会社間の取引であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門309百万円、国際業務部門0百万円、合計（相殺消去後、以下、同じ。）で309百万円となりました。また、役務取引等費用は、国内業務部門246百万円、国際業務部門0百万円、合計で246百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	298	0	0	298
	当第2四半期連結累計期間	309	0	0	309
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	106			106
	当第2四半期連結累計期間	99			99
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	85	0	0	86
	当第2四半期連結累計期間	82	0	0	82
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	1			1
	当第2四半期連結累計期間	0			0
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	5			5
	当第2四半期連結累計期間	6			6
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	0			0
	当第2四半期連結累計期間	1			1
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	6			6
	当第2四半期連結累計期間	5			5
うち投資信託窓販業務	前第2四半期連結累計期間	39			39
	当第2四半期連結累計期間	34			34
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	52			52
	当第2四半期連結累計期間	79			79
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	260	0		260
	当第2四半期連結累計期間	246	0		246
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	21	0		21
	当第2四半期連結累計期間	21	0		21

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2 相殺消去額は、連結会社間の取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	316,537		272	316,265
	当第2四半期連結会計期間	321,324		274	321,050
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	101,510		126	101,383
	当第2四半期連結会計期間	105,002		104	104,898
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	213,576		146	213,430
	当第2四半期連結会計期間	214,813		170	214,643
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,450			1,450
	当第2四半期連結会計期間	1,507			1,507
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
総合計	前第2四半期連結会計期間	316,537		272	316,265
	当第2四半期連結会計期間	321,324		274	321,050

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

4 相殺消去額は連結会社間の取引であります。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	226,845	100.00	229,290	100.00
製造業	12,769	5.63	11,563	5.04
農業, 林業	380	0.17	425	0.19
漁業	251	0.11	283	0.12
鉱業, 採石業, 砂利採取業	701	0.31	595	0.26
建設業	19,254	8.49	16,556	7.22
電気・ガス・熱供給・水道業	331	0.15	116	0.05
情報通信業	586	0.26	524	0.23
運輸業, 郵便業	2,777	1.22	3,107	1.36
卸売業, 小売業	21,648	9.54	20,482	8.93
金融業, 保険業	12,390	5.46	15,187	6.62
不動産業, 物品賃貸業	27,660	12.19	28,265	12.33
学術研究, 専門・技術サービス業	1,305	0.58	1,410	0.62
宿泊業	2,960	1.30	2,871	1.25
飲食業	3,030	1.34	3,123	1.36
生活関連サービス業, 娯楽業	3,691	1.63	3,630	1.58
教育・学習支援業	2,426	1.07	2,556	1.12
医療・福祉	10,056	4.43	11,032	4.81
その他のサービス	8,259	3.64	7,936	3.46
地方公共団体	27,486	12.12	30,423	13.27
その他	68,875	30.36	69,197	30.18
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	226,845		229,290	

(注) 1 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

2 当行及び連結子会社は海外に拠点等を有していないため、「海外」は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、3,719百万円(前年同四半期連結会計期間末は4,035百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動により使用した資金は、1,239百万円(前年同四半期連結累計期間は7,710百万円の獲得)となりました。これは主に、貸出金の減少、預け金の減少による収入を、コールローンの増加、預金の減少による支出が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動により使用した資金は、701百万円(前年同四半期連結累計期間は7,959百万円の使用)となりました。これは主に、有価証券の売却、有価証券の償還による収入を有価証券の取得による支出が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動により使用した資金は、171百万円(前年同四半期連結累計期間は120百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払いによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。また、研究開発活動については該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	3,067	3,087	20
経費(除く臨時処理分)	2,393	2,437	44
人件費	1,202	1,243	41
物件費	1,088	1,091	3
税金	102	102	0
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	674	649	25
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	674	649	25
一般貸倒引当金繰入額	109	2	107
業務純益	565	647	82
うち債券関係損益	105	211	106
臨時損益	316	448	132
株式等関係損益	25	19	44
不良債権処理額	334	412	78
貸出金償却		0	0
個別貸倒引当金繰入額	334	391	57
その他の債権売却損等	0	20	20
償却債権取立益		11	11
その他臨時損益	7	28	21
経常利益	249	199	50
特別損益	1	0	1
うち固定資産処分損益	5	0	5
税引前中間純利益	251	199	52
法人税、住民税及び事業税	105	133	28
法人税等調整額	3	64	61
法人税等合計	102	68	34
中間純利益	148	130	18

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.99	1.89	0.10
(イ)貸出金利回	2.33	2.19	0.14
(ロ)有価証券利回	1.51	1.43	0.08
(2) 資金調達原価	1.71	1.70	0.01
(イ)預金等利回	0.20	0.16	0.04
(ロ)外部負債利回	3.35	2.17	1.18
(3) 総資金利鞘	0.28	0.19	0.09

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	10.80	10.21	0.59
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	10.80	10.21	0.59
業務純益ベース	9.05	10.18	1.13
中間純利益ベース	2.37	2.04	0.33

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	316,537	321,324	4,787
預金(平残)	317,399	315,764	1,635
貸出金(未残)	228,139	230,207	2,068
貸出金(平残)	225,867	226,561	694

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	220,351	227,213	6,862
法人	61,482	65,524	4,042
合計	281,834	292,738	10,904

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	62,851	63,585	734
住宅ローン残高	55,977	57,086	1,109
その他ローン残高	6,873	6,498	375

(注) その他ローン残高には、カードローン残高を含めて記載しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	183,153	178,772	4,381
総貸出金残高	百万円	228,139	230,207	2,068
中小企業等貸出金比率	/ %	80.28	77.65	2.63
中小企業等貸出先件数	件	20,333	19,534	799
総貸出先件数	件	20,390	19,599	791
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.72	99.66	0.06

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	549	3,180	488	3,074
計	549	3,180	488	3,074

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	6,400	6,636
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	235	472
	利益剰余金	4,826	5,172
	自己株式()	37	42
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	116	138
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	17	17
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相 当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	11,325	12,118	
繰延税金資産の控除金額()			
計 (A)	11,325	12,118	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	796	796
	一般貸倒引当金	585	565
	負債性資本調達手段等	1,500	1,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	1,500	1,500
	計	2,882	2,862
うち自己資本への算入額 (B)	2,882	2,862	
控除項目	控除項目(注4) (C)	77	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	14,130	14,980
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	135,318	137,931
	オフ・バランス取引等項目	1,932	1,674
	信用リスク・アセットの額 (E)	137,250	139,605
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	11,141	10,955
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	891	876
	計 (E) + (F) (H)	148,392	150,561
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	9.52	9.95	
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)	7.63	8.04	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	6,400	6,636
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	235	472
	その他資本剰余金		
	利益準備金	334	390
	その他利益剰余金	3,854	4,106
	その他		
	自己株式()	37	42
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	116	138
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	10,670	11,425
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	10,670	11,425
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	796	796
	一般貸倒引当金	552	544
	負債性資本調達手段等	1,500	1,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	1,500	1,500
計	2,848	2,840	
うち自己資本への算入額 (B)	2,848	2,840	
控除項目	控除項目(注4) (C)	77	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	13,442	14,266
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	131,342	134,298
	オフ・バランス取引等項目	2,120	1,674
	信用リスク・アセットの額 (E)	133,462	135,972
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	11,339	11,123
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	907	889
	計 (E) + (F) (H)	144,801	147,096
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.28	9.69
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		7.36	7.76

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,480	3,097
危険債権	10,955	10,289
要管理債権	173	616
正常債権	217,337	219,447

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,600,000
A種優先株式	18,600,000
計	18,600,000

(注) 当行の発行可能株式総数は18,600,000株であり、普通株式及びA種優先株式の発行可能種類別株式総数はそれぞれ18,600,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,576,000	同左	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	5,576,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		5,576		6,636,992		472,060

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	298	5.35
島根銀行職員持株会	島根県松江市東本町二丁目35番地	252	4.52
全国保証株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	86	1.55
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	80	1.43
星野 正好	愛知県西尾市	56	1.00
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	37	0.67
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	37	0.67
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1番24号	37	0.66
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	33	0.59
株式会社パッケージ中澤	島根県松江市矢田町250番2号	30	0.54
計		950	17.04

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)

298千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

37千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,300		単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,478,900	54,789	同上
単元未満株式	普通株式 79,800		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,576,000		
総株主の議決権		54,789	

(注) 上記の「単元未満株式」の欄には、当行の所有する自己株式が63株含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社島根銀行	島根県松江市東本町 二丁目35番地	17,300		17,300	0.31
計		17,300		17,300	0.31

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、ありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 9,257	7 4,658
コールローン及び買入手形	8,700	14,700
有価証券	1, 7, 12 87,067	1, 7, 12 87,112
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 234,128	2, 3, 4, 5, 6, 8 229,290
外国為替	12	6
リース債権及びリース投資資産	7 4,107	7 3,828
その他資産	7 2,044	7 1,638
有形固定資産	9, 10 5,458	9, 10 5,361
無形固定資産	482	460
繰延税金資産	1,131	1,476
支払承諾見返	12 3,201	12 3,074
貸倒引当金	5,055	5,421
資産の部合計	350,536	346,187
負債の部		
預金	325,230	321,050
借入金	7, 11 5,147	7, 11 5,681
社債	540	470
その他負債	1,560	1,546
退職給付引当金	251	251
役員退職慰労引当金	173	183
睡眠預金払戻損失引当金	13	14
偶発損失引当金	25	30
再評価に係る繰延税金負債	9 762	9 762
支払承諾	12 3,201	12 3,074
負債の部合計	336,906	333,064
純資産の部		
資本金	6,636	6,636
資本剰余金	472	472
利益剰余金	5,193	5,172
自己株式	41	42
株主資本合計	12,260	12,239
その他有価証券評価差額金	343	142
土地再評価差額金	9 1,008	9 1,008
その他の包括利益累計額合計	1,351	865
少数株主持分	17	17
純資産の部合計	13,629	13,123
負債及び純資産の部合計	350,536	346,187

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	5,126	4,907
資金運用収益	3,271	3,099
(うち貸出金利息)	2,631	2,485
(うち有価証券利息配当金)	604	596
役務取引等収益	298	309
その他業務収益	152	287
その他経常収益	1,404	¹ 1,210
経常費用	4,846	4,682
資金調達費用	391	319
(うち預金利息)	329	261
役務取引等費用	260	246
その他業務費用	46	75
営業経費	2,470	2,513
その他経常費用	² 1,676	² 1,528
経常利益	280	224
特別利益	32	-
固定資産処分益	1	-
償却債権取立益	31	-
特別損失	30	0
固定資産処分損	6	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	24	-
税金等調整前中間純利益	282	224
法人税、住民税及び事業税	122	133
法人税等調整額	8	55
法人税等合計	114	78
少数株主損益調整前中間純利益	168	146
少数株主利益	0	0
中間純利益	168	146

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	168	146
その他の包括利益	153	485
その他有価証券評価差額金	153	485
中間包括利益	322	339
親会社株主に係る中間包括利益	322	339
少数株主に係る中間包括利益	0	0

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	6,400	6,636
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	6,400	6,636
資本剰余金		
当期首残高	235	472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	235	472
利益剰余金		
当期首残高	4,774	5,193
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
中間純利益	168	146
当中間期変動額合計	52	20
当中間期末残高	4,826	5,172
自己株式		
当期首残高	36	41
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	37	42
株主資本合計		
当期首残高	11,372	12,260
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
中間純利益	168	146
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	51	21
当中間期末残高	11,423	12,239

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	601	343
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	153	485
当中間期変動額合計	153	485
当中間期末残高	755	142
土地再評価差額金		
当期首残高	1,008	1,008
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,008	1,008
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,609	1,351
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	153	485
当中間期変動額合計	153	485
当中間期末残高	1,763	865
少数株主持分		
当期首残高	16	17
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	17	17
純資産合計		
当期首残高	12,999	13,629
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
中間純利益	168	146
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	154	485
当中間期変動額合計	205	506
当中間期末残高	13,204	13,123

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	282	224
減価償却費	264	261
持分法による投資損益(は益)	2	2
貸倒引当金の増減()	423	366
退職給付引当金の増減額(は減少)	2	0
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14	9
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	0	0
偶発損失引当金の増減()	10	4
資金運用収益	3,271	3,099
資金調達費用	391	319
有価証券関係損益()	130	192
有形固定資産処分損益(は益)	0	0
貸出金の純増()減	3,189	4,837
預金の純増減()	5,403	4,180
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	128	533
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	3,400	2,487
コールローン等の純増()減	1,600	6,000
外国為替(資産)の純増()減	6	5
普通社債発行及び償還による増減()	70	70
リース債権及びリース投資資産の純増()減	392	279
資金運用による収入	3,219	3,106
資金調達による支出	333	256
その他	187	344
小計	7,886	1,019
法人税等の支払額	176	219
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,710	1,239
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	24,351	12,362
有価証券の売却による収入	8,008	6,251
有価証券の償還による収入	8,554	5,508
有形固定資産の取得による支出	115	27
無形固定資産の取得による支出	72	71
有形固定資産の売却による収入	16	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,959	701
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	3	3
配当金の支払額	116	166
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	120	171
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	369	2,111
現金及び現金同等物の期首残高	4,404	5,831
現金及び現金同等物の中間期末残高	4,035	3,719

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 連結子会社 1社 会社名 松江リース株式会社
(2) 非連結子会社 0社

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 0社
(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 しまぎんユーシーカード株式会社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社
(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
連結子会社の中間決算日は、9月末日であります。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。 動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 4年~50年 動産及びその他 : 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,485百万円（前連結会計年度末は2,538百万円）であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により損益処理 数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間連結会計期間末支給額を計上しております。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債は該当ありません。</p>
<p>(11) リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、当中間連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、当中間連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。</p>
<p>(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式36百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は758百万円、延滞債権額は11,635百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は18百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は598百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,010百万円であります。</p> <p>なお、上記 2 から 5 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,775百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式39百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は714百万円、延滞債権額は12,432百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は603百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,762百万円であります。</p> <p>なお、上記 2 から 5 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,509百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>リース債権及び</td> <td>2,813百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>借入金</td> <td>2,660百万円</td> </tr> <tr> <td>社債に対応する債務</td> <td>260百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券17,705百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は7百万円でありませす。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,320百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,879百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,993百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 6,748百万円 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。 12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は965百万円でありませす。</p>	リース債権及び	2,813百万円	リース投資資産		借入金	2,660百万円	社債に対応する債務	260百万円	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>リース債権及び</td> <td>2,513百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>借入金</td> <td>2,425百万円</td> </tr> <tr> <td>社債に対する債務</td> <td>220百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円、有価証券17,033百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は7百万円でありませす。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,428百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,328百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 6,764百万円 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。 12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は830百万円でありませす。</p>	リース債権及び	2,513百万円	リース投資資産		借入金	2,425百万円	社債に対する債務	220百万円
リース債権及び	2,813百万円																
リース投資資産																	
借入金	2,660百万円																
社債に対応する債務	260百万円																
リース債権及び	2,513百万円																
リース投資資産																	
借入金	2,425百万円																
社債に対する債務	220百万円																

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額470百万円及び株式等償却43百万円を含んでおります。	1 その他経常収益には、償却債権取立益11百万円を含んでおります。 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額400百万円、株式等償却50百万円及び株式等売却損25百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	46,560		41,904	4,656	(注) 1
合計	46,560		41,904	4,656	
自己株式					
普通株式	140	4	130	14	(注) 2
合計	140	4	130	14	

(注) 1 発行済株式における普通株式の減少は、平成22年 9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合したことによるものであります。

2 自己株式における普通株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。減少は、単元未満株式の買取り請求に応じたもの(925株)及び平成22年 9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合したことによるもの(129,317株)であります。

2 配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月25日 定時株主総会	普通株式	116	2.50	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	116	利益剰余金	25	平成22年 9月30日	平成22年12月10日

(注) 平成22年 9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,576			5,576	
合計	5,576			5,576	
自己株式					
普通株式	16	0		17	(注)
合計	16	0		17	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	166	30	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	138	利益剰余金	25	平成23年9月30日	平成23年12月9日

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月30日現在	平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 8,585	現金預け金勘定 4,658
定期預け金 453	定期預け金 413
普通預け金 1,047	普通預け金 473
その他 3,049	その他 52
現金及び現金同等物 4,035	現金及び現金同等物 3,719

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

- (1) 有形固定資産
主として機械設備であります。
- (2) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

- (1) 有形固定資産
主として機械設備であります。
- (2) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	9,257	9,257	
(2) コールローン及び買入手形	8,700	8,700	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,001	11,184	182
その他有価証券	75,686	75,686	
(4) 貸出金	234,128		
貸倒引当金()	4,835		
	229,292	230,976	1,683
資産計	333,938	335,804	1,866
(1) 預金	325,230	326,009	779
(2) 借用金	5,147	5,148	1
負債計	330,377	331,157	780
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	()	()	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計			

() 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(翌日物)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は「日本証券業協会」が公表する価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は264百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は264百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債権者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（ ）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（ ）金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	256
関連会社株式	36
組合出資金(3)	86
合計	379

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,658	4,658	
(2) コールローン及び買入手形	14,700	14,700	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,266	10,588	321
その他有価証券	76,540	76,540	
(4) 貸出金	229,290		
貸倒引当金（ ）	5,215		
	224,075	226,137	2,061
資産計	330,241	332,625	2,383
(1) 預金	321,050	321,652	602
(2) 借入金	5,681	5,682	0
負債計	326,731	327,334	603
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	()	()	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計			

（ ）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（翌日物）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は「日本証券業協会」が公表する価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況にあると判断したものについては、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は116百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は116百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（ ）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（（ ）金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)	256
関連会社株式	39
組合出資金 (2)	9
合計	305

（ 1 ）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（ 2 ）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	5,485	5,721	236
	社債	3,706	3,818	111
	その他	300	301	1
	小計	9,491	9,841	349
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	社債	10	9	0
	その他	1,500	1,332	167
	小計	1,510	1,342	167
合計		11,001	11,184	182

2 その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,423	1,263	160
	債券	39,416	38,523	892
	国債	20,121	19,588	533
	地方債	4,153	4,090	62
	社債	15,141	14,844	297
	その他	3,543	3,128	415
	小計	44,383	42,915	1,468
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	3,434	3,785	351
	債券	21,174	21,441	267
	国債	11,392	11,589	196
	地方債	2,931	2,944	12
	社債	6,850	6,908	57
	その他	6,693	7,013	319
合計		75,686	75,155	530

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式9百万円、受益証券30百万円であります。

なお、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,486	5,817	331
	社債	3,275	3,425	149
	その他			
	小計	8,761	9,243	481
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	社債	5	4	0
	その他	1,500	1,340	159
	小計	1,505	1,345	159
合計		10,266	10,588	321

2 その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,250	1,139	110
	債券	54,100	52,902	1,198
	国債	32,126	31,366	760
	地方債	5,274	5,152	121
	社債	16,699	16,383	316
	その他	2,265	2,110	154
	小計	57,616	56,153	1,463
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,372	5,195	823
	債券	7,383	7,451	68
	国債	3,457	3,507	50
	地方債	247	247	0
	社債	3,678	3,695	17
	その他	7,169	7,985	816
小計	18,924	20,632	1,708	
合計		76,540	76,785	244

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式50百万円であります。

なお、時価が著しく下落した時とは、次の基準に該当した場合があります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

- 1 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

- 1 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	530
その他有価証券	530
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	187
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	343
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	343

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	244
その他有価証券	244
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	102
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	142
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	142

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法					
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	預金・借入金	10,174 290	10,174 290	(注)3
	合計				

(注)1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

- 3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金及び借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

- (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法					
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	預金・借入金	5,143 215	5,143 215	(注)3
	合計				

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金及び借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	50百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	<u>0百万円</u>
期末残高	<u>50百万円</u>

当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。「リース業」は、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常利益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	3,865	1,258	5,124	2	5,126		5,126
セグメント間の内部経常収益	16	29	46		46	46	
計	3,882	1,288	5,170	2	5,173	46	5,126
セグメント利益	249	27	277	2	279	1	280
セグメント資産	336,434	6,520	342,954		342,954	2,344	340,610
セグメント負債	323,884	5,376	329,260		329,260	1,855	327,405
その他の項目							
減価償却費	209	55	264		264		264
資金運用収益	3,287	0	3,287		3,287	15	3,271
資金調達費用	363	48	412		412	20	391
特別利益							
(固定資産処分益)	1		1		1		1
(償却債権取立益)	31		31		31		31
特別損失							
(固定資産処分損)	6		6		6		6
(資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額)	24		24		24		24
税金費用	102	11	114		114	0	114
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	186	0	187		187		187

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。
- 3 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額 2,344百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (3) セグメント負債の調整額 1,855百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (4) 資金運用収益の調整額 15百万円、資金調達費用の調整額 20百万円、税金費用の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。「リース業」は、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常利益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	3,798	1,106	4,904	2	4,907		4,907
セグメント間の内部経常収益	11	36	47		47	47	
計	3,809	1,143	4,952	2	4,954	47	4,907
セグメント利益	199	20	220	2	222	1	224
セグメント資産	342,457	5,554	348,012		348,012	1,825	346,187
セグメント負債	330,027	4,381	334,408		334,408	1,343	333,064
その他の項目							
減価償却費	211	50	261		261		261
資金運用収益	3,109	0	3,109		3,109	10	3,099
資金調達費用	297	38	336		336	16	319
特別損失							
(固定資産処分損)	0		0		0		0
税金費用	68	9	78		78	0	78
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	98	0	98		98		98

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 1,825百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額 1,343百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 資金運用収益の調整額 10百万円、資金調達費用の調整額 16百万円、税金費用の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	2,645	834	1,258	388	5,126

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	2,497	947	1,106	355	4,907

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	2,448.50	2,357.66
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	13,629	13,123
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	17	17
(うち少数株主持分)	百万円	17	17
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	13,612	13,105
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	5,559	5,558

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	36.22	26.26
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	168	146
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	168	146
普通株式の期中平均株式数	千株	4,641	5,558

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 8,916	7 4,287
コールローン	8,700	14,700
有価証券	1, 7, 12 87,546	1, 7, 12 87,589
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 235,196	2, 3, 4, 5, 6, 8 230,207
外国為替	12	6
その他資産	7 1,086	7 804
有形固定資産	9, 10 5,300	9, 10 5,206
無形固定資産	462	444
繰延税金資産	1,037	1,391
支払承諾見返	12 3,201	12 3,074
貸倒引当金	4,868	5,255
資産の部合計	346,592	342,457
負債の部		
預金	325,483	321,324
借入金	11 2,487	11 3,155
その他負債	1,245	1,231
未払法人税等	202	136
リース債務	158	143
資産除去債務	50	51
その他の負債	833	900
退職給付引当金	251	251
役員退職慰労引当金	167	181
睡眠預金払戻損失引当金	13	14
偶発損失引当金	25	30
再評価に係る繰延税金負債	9 762	9 762
支払承諾	12 3,201	12 3,074
負債の部合計	333,638	330,027
純資産の部		
資本金	6,636	6,636
資本剰余金	472	472
資本準備金	472	472
利益剰余金	4,534	4,497
利益準備金	357	390
その他利益剰余金	4,176	4,106
別途積立金	2,072	2,072
繰越利益剰余金	2,104	2,034
自己株式	41	42
株主資本合計	11,601	11,564
その他有価証券評価差額金	343	142
土地再評価差額金	9 1,008	9 1,008
評価・換算差額等合計	1,351	865
純資産の部合計	12,953	12,430
負債及び純資産の部合計	346,592	342,457

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	3,882	3,809
資金運用収益	3,287	3,109
(うち貸出金利息)	2,647	2,496
(うち有価証券利息配当金)	603	596
役務取引等収益	299	310
その他業務収益	152	287
その他経常収益	143	101 ¹
経常費用	3,633	3,609
資金調達費用	363	297
(うち預金利息)	329	261
役務取引等費用	260	246
その他業務費用	46	75
営業経費	2,445 ²	2,490 ²
その他経常費用	516 ³	499 ³
経常利益	249	199
特別利益	32	-
特別損失	30 ⁴	0
税引前中間純利益	251	199
法人税、住民税及び事業税	105	133
法人税等調整額	3	64
法人税等合計	102	68
中間純利益	148	130

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	6,400	6,636
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	6,400	6,636
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	235	472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	235	472
資本剰余金合計		
当期首残高	235	472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	235	472
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	310	357
当中間期変動額		
利益準備金の積立	23	33
当中間期変動額合計	23	33
当中間期末残高	334	390
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,072	2,072
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	2,072	2,072
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,773	2,104
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
利益準備金の積立	23	33
中間純利益	148	130
当中間期変動額合計	9	70
当中間期末残高	1,782	2,034
利益剰余金合計		
当期首残高	4,156	4,534
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
利益準備金の積立	-	-
中間純利益	148	130
当中間期変動額合計	32	36
当中間期末残高	4,189	4,497

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
自己株式		
当期首残高	36	41
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	37	42
株主資本合計		
当期首残高	10,754	11,601
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
中間純利益	148	130
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	31	37
当中間期末残高	10,786	11,564
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	601	343
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	153	485
当中間期変動額合計	153	485
当中間期末残高	755	142
土地再評価差額金		
当期首残高	1,008	1,008
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,008	1,008
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,609	1,351
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	153	485
当中間期変動額合計	153	485
当中間期末残高	1,763	865
純資産合計		
当期首残高	12,364	12,953
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	166
中間純利益	148	130
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	153	485
当中間期変動額合計	185	522
当中間期末残高	12,550	12,430

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 商品有価証券の 評価基準及び評価 方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価 基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、其他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取 引の評価基準及び 評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価 償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間期末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。 動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 4年~50年 動産及びその他 : 3年~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,485百万円(前事業年度末は2,538百万円)であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により損益処理 数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により、翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、当中間会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、当中間会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。</p>
8 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 関係会社の株式総額 517百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は752百万円、延滞債権額は11,635百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は18百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は598百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,004百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,775百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券17,705百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は7百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 517百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は709百万円、延滞債権額は12,432百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は603百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,757百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,509百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円、有価証券17,033百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は7百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,920百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,479百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,993百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 4,046百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は965百万円であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,978百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,878百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び第4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 4,157百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は830百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 124百万円 無形固定資産 84百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額443百万円及び株式等償却43百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額24百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、償却債権取立益11百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 120百万円 無形固定資産 90百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額393百万円、株式等償却50百万円及び株式等売却損25百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	140	4	130	14	(注)
合計	140	4	130	14	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであります。減少は、単元未満株式の買取り請求に応じたもの(925株)及び平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合したことによるもの(129,317株)であります。

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	16	0		17	(注)
合計	16	0		17	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
1 リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

- (1) 有形固定資産
主として、A T M、車輛であります。
- (2) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

- (1) 有形固定資産
主として、A T M、車輛であります。
 - (2) 無形固定資産
ソフトウェアであります。
- 2 リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)
子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百 万円)
子会社株式	516
関連会社株式	1
合計	517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	516
関連会社株式	1
合計	517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 50百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額 百万円
その他増減額(は減少) 0百万円
期末残高 50百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	32.01	23.40
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	148	130
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	148	130
普通株式の期中平均株式数	千株	4,641	5,558

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第162期の中間配当につき次のとおり決議致しました。

中間配当金額	138百万円
1株当たりの中間配当金	25円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社島根銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 脇 田 勝 裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 寺 庸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島根銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社島根銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 脇 田 勝 裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 寺 庸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島根銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第162期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島根銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。